

公示番号：180180

国名：アジア地域

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：(科学技術) ベトナム、カンボジア、タイにおける戦略作物キャッサバ侵入
病害虫対策に基づく持続的生産システムの開発と普及プロジェクト中間レビュー調
査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月上旬から2018年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.80M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	24日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ
ル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独
型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年7月25日
(水) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム・カンボジア・タイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門
家業務に携わった法人又は個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナムでは、ドイモイ政策導入後の工業とサービス業の発展に伴い、農林水産業のGDPに占める割合は1990年の38.7%から2012年には19.7%と減少しているものの、農業生産額は2000年以降4倍に拡大しており、産業別労働力比率では農林水産業が48.4%を占める等、農業は依然として同国の最重要産業の1つである。

カンボジアにおいては、農業はGDPの30%以上を占め、就業人口の70%が携わる主要産業である。カンボジアの人口の80%、貧困層の90%以上が農村部に居住しており、貧困削減の観点からも農業は重要なセクターである。

タイにおいては、農業は経済の基盤として発展してきたが、1980年代後半以降、急速に工業化が進展したことに伴い、国内総生産や輸出に占める農林水産業の割合は低下傾向にある。キャッサバは米、さとうきび、とうもろこし、果実、オイルパーム等と並び主要農産物の一つである。

本事業で取り扱うキャッサバは、食用・飼料、工業用でん粉、バイオエネルギー等の原料として重要な戦略作物である。熱帯・亜熱帯地方で栽培されるキャッサバは、世界の主要食用作物の総収穫面積で第6位に位置し(19.6百万ha)、全世界の約8億人に食用として用いられている。また、従来の食用に加えて、工業用でん粉としての用途も拡大しており、製紙やプラスチック、バイオエタノールの原料として世界で広く利用されている。

現在、キャッサバ生産量世界1位はナイジェリアであるが、痩せた土地、乾燥地での栽培が比較的容易なキャッサバの栽培は東南アジアにおいて拡大しており、大メコン圏で約300万人のキャッサバ農家が存在し、約30億ドルの外貨収入に貢献していると言われている。キャッサバ輸出量世界1位のタイ、2位のベトナム、近年急激に生産量が増大しているカンボジアにおいては、キャッサバは戦略的作物と位置付けられ生産増大が図られており、これらの国々において、キャッサバは小規模農家の貴重な換金作物として生活向上に貢献し、関連雇用の創出による地域社会の発展、外貨収入にも大きく寄与している。

しかしながら、近年病害虫の蔓延により、これらの国々のキャッサバ生産は大きな被害を受けている。2009年にタイに外来害虫コナカイガラムシが侵入・大発生し、タイ国内キャッサバ総生産に約30%減少をもたらした。以降、ベトナム、カンボジア、ラオスへと本害虫の被害が更に拡大している。加えて、近年、大メコン圏においてファイトプラズマによるてんぐ巣病が頻発しており、キャッサバの生産に深刻な悪影響を与えている。病害虫による被害は大メコン圏のキャッサバ生産性を著しく低下、不

安定にしており、係る影響が小規模農家やキャッサバ加工工場を通じて地域経済へと波及することが懸念されている。

病害虫の被害拡大の原因は、大メコン圏における病害虫感染苗の移動であると考えられているが、陸上交通路の開発が進むベトナム・カンボジア・タイは、東南アジア諸国経済活性化の拠点として物資流通が加速しており、キャッサバ病害虫のさらなる拡散による被害の頻発が危惧される。したがって、ベトナム・カンボジア・タイでの広域的対策として、病害虫を適切に防除し、キャッサバ種苗生産拠点を産地ごとに形成することで感染苗の移動を防ぐことが求められている。

本事業は、九州大学大学院農学研究院を日本側代表研究機関、ベトナム農業遺伝学研究所を相手国側代表研究機関として実施する「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」案件として2015年4月に5年間の計画で開始された。優れたキャッサバ栽培技術をもつタイのラヨン畑作物研究センターと連携しつつ、ベトナムとカンボジアにて①先端分子生物学的技術によるキャッサバ病害の同定とモニタリングシステムの確立、②害虫の個体群管理技術の開発、③キャッサバ種苗管理体制の構築、④健全種苗の管理・栽培技術と持続的な生産方法の社会展開を行うことを目的としている。

今回実施する中間レビュー調査は、本プロジェクト協力期間の中間地点となるこの時期に、最新PDM及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、計画実績、計画達成度を調査・確認し、問題点を整理すると共に、本プロジェクトの活動内容を評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトチーム、ベトナム・カンボジア・タイ側関係者とともに評価・分析し、合同中間レビュー報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの活動内容について当初計画と活動実績状況を比較し、計画達成状況を評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づき評価するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、その内容を分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2018年8月上旬～9月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（プロジェクトモニタリングシート、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動報告書、JST 実施報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム・カンボジア・タイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④勉強会や対処方針会議等の調査団内の打合せに参加する。

(2) 現地業務期間 (2018年9月上旬～9月下旬)

- ① JICA ベトナム・カンボジア・タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ ベトナム・カンボジア・タイ側 C/P からそれぞれ事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム・カンボジア・タイ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書 (案) (英文) の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びベトナム・カンボジア・タイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案 (和文・英文) の取りまとめに協力する。
- ⑦ 中間レビュー調査報告書 (案) (英文) を各国プロジェクト関係者が出席する本プロジェクト合同調整委員会 (JCC。ハノイで開催予定) にて説明・協議するための要約資料 (パワーポイント等) を作成する。
- ⑧ JCC に出席し、中間レビュー調査報告書 (案) (英文) を提示の上、その内容を要約資料 (パワーポイント等) を用いて説明するとともに、説明・協議中にプロジェクト関係者よりコメントがあった際には、必要に応じこれを中間レビュー調査報告書 (案) に反映する。
- ⑨ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑩ JICA ベトナム・カンボジア・タイ事務所等に各国調査結果概要を報告する際に同行する。

なお、JICA 団員は9月9日～同25日までの現地調査期間であるが、本業務従事者については、JICA 団員の調査を補完するため、9月2日に本邦を出発し、ベトナム国ホーチミン及びカンボジア国バットアンバンにおいて本プロジェクト活動状況の視察及び関係者との面談等を通じ本評価に必要な情報を事前に収集する予備調査を実施する。

(3) 帰国後整理期間 (2018年9月下旬～10月上旬)

- ① 中間レビュー調査結果要約表 (案) (和文) を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 中間レビュー調査報告書 (和文) ドラフトを他団員のコメントを反映し作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

中間レビュー調査報告書 (案) (和文・英文)、中間レビュー調査結果要約表 (案)

(和文・英文)を参考資料として添付して電子データを提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ホーチミン⇒シェムリアップ⇒バンコク (JICA調査団員と合流)⇒シェムリアップ (シェリムアップからバタンバンに移動し調査を実施しますが、バタンバンからプノンペンまでは陸路 (車) 移動)、プノンペン⇒ホーチミン⇒ハノイ⇒日本 (関係者の都合等により行程は変更となる可能性があります) を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年9月2日～2018年9月25日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 科学技術協力評価 (JST)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAベトナム・カンボジア・タイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

必要に応じて、英語⇄ベトナム・カンボジア・タイ語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジ。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース（ネット環境完備）を提供予定。

（2）参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8424）にて配布します。
 - ・ベトナム、カンボジア、タイにおける戦略作物キャッサバ侵入病害虫対策に基づく持続的生産システムの開発と普及プロジェクト詳細計画策定調査評価分析報告書
 - ・PDM（最新版）
 - ・プロジェクトモニタリングシート
 - ・活動報告書
 - ・専門家報告書

なお、上記資料は、プロポーザルの作成用途以外の使用、複製及び第三者への提供を禁じます。また、プロポーザルの提出時、または辞退届けの提出時に返却してください。受注者には、改めて提供致します。

- ②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム・カンボジア・タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行

うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上